

「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」に対する 解剖学会の見解

1. はじめに

医療の高度化・多様化に伴い、様々な外科手術手技が導入され、外科系臨床科では、安全な医療を確保するために、遺体を用いた外科手術手技研修が望まれているが、我が国ではこの研修形態は一般化していない。今般、遺体を用いた外科手術手技研修を一般に認められる研修形態とするために、外科学会が中心となって、上記ガイドラインの策定がなされた。これに至る経緯は以下の通りである。

平成20年度に外科学会の関係者によって「医療手技修練の在り方に関する研究」という班研究（厚生労働科学研究）が開始された。平成21年度では、これを引き継いで、「サージカルトレーニングの在り方に関する研究」という名称になり、外科系診療科と解剖学教室に対するアンケート調査が行なわれた。平成22年度には、同研究班によって「臨床医学の教育研究における死体解剖のガイドライン案」と題した総括研究報告が解剖学雑誌¹⁾ および日本外科学会雑誌²⁾ に掲載された。この総括報告を基に、外科学会は、外科学会ガイドライン検討委員会にて、平成24年1月24日に最終的な協議を行い、表記標題の最終案（以降「ガイドライン」と呼ぶ）を決定した。この最終案は、外科学会理事会で承認された後に、パブリックコメントに付される予定である。なお、班会議には平成21年度からは解剖学会会員が班員として加わっている。

2. 解剖学会の基本的な立場

解剖学・組織学は医学・歯学教育の根幹をなすものとして卒前教育において重要な役割を果たしている。大学入学後の学生が専門課程へと進学し、医療人としての覚悟とプロ意識を身に付けるための入り口が解剖学の教育であり、その教育的意義はきわめて大きい。解剖学の実習および講義に費やす時間はともに非常に長いが、更に臨床教育に関連して局所解剖の教育も担当する機会が増加し、解剖学教室の卒前教育における負担は過剰となりつつある。

このような解剖学教室と卒前教育の関わりに加えて、新た

に卒後の医師を対象とした外科系の手術手技研修において遺体の利用を積極的に考えるべきであるという意見が日本外科学会より提出され、そのガイドラインにおいては解剖学教室がこれまで運営に関与してきた篤志献体の制度を手術手技研修に利用する方針が盛り込まれた。外科手術手技研修のガイドラインに記載されているように、遺体による研修は経験の乏しい若手医師が手術手技を習得したり、高度な手術手技を習得するに優れた教育手段であり、大学医学部・歯学部において篤志献体由来する遺体の管理は解剖学教室に一元化されていることから、このような新しい卒後教育の試みについて解剖学教室の協力が不可欠であることは理解できる。一方で前述した増大しつつある解剖学教室の卒前教育における負担や、基礎医学系教室の人的・経済的な状況が悪化しつつある現状を考慮すると、外科手術研修に関連する業務が加わることによって、解剖学教室本来の研究・教育活動に悪影響が生じることは避けなければならない。従ってこのような新しい卒後教育プログラムの実施に際しては、直接関係する解剖学教室、外科系教室のみならず、部局や大学全体で問題点や発生する負担を補うための方策について検討することが前提条件となる。

また解剖学教室の本務は、卒前教育である解剖学の教育に加えて解剖学・形態学に関連した研究の発展と後継者育成にあることを忘れてはならない。歴史的に日本の解剖学・組織学・細胞生物学の研究は国際的な高い競争力を保って成長してきており、その発展の基礎には医学部・歯学部の解剖学教室員の継続的な努力が存在した。米国は解剖学の研究・教育が形骸化したために、若手形態学者の育成において日本に立ち遅れている。もし研究と教育の適切なバランスが崩れて国内の解剖学教室の活力が低下することとなれば、日本の形態学研究の成長が大きく阻害され、本末転倒と言わざるを得ない。

この様な論点を踏まえて、医療手技修練のための遺体による外科手術手技研修に対しては、解剖学教室の本来の活力と自主性を損ねない範囲で協力することが望ましいと結論する。

なお、既に外科系教室と連繋して、手術手技研修に類する業務を行っている解剖学教室がいくつかの医系大学にあることを付記する。

3. 解剖学会としての留意点

(1) 「解剖」の範疇について

外科手術手技研修が「解剖」の範疇にあるかは、外科手術手技研修のガイドライン作成に関して基本的な問題点として

本見解は日本外科学会より提出された「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」の最終案を元に、日本解剖学会により平成24年3月に作成された。その後、平成24年3月27日の日本解剖学会総会において、ガイドライン案を日本外科学会と日本解剖学会の共同提案とすることの承認、および本見解への承認が同時になされた。以上の理由により、本見解はガイドライン「案」への言及となっているが、その内容は最終的に共同提案されたガイドライン³⁾ にそのまま適用できるものである。

議論のあったところである。実際、この問題点を克服し、外科研修を現行法規の枠内で実施するために、このガイドラインが作成された。

ガイドラインでは、「遺体による手術手技研修等の実施計画書には、解剖学教室の指導監督者と臨床系診療科の実施代表者を明記すること」(ガイドラインの「運用上の留意点」の3項)と記して、死体解剖保存法でいう解剖学教室の指導監督者の下で解剖を行うという趣旨を遵守することを唱っている。これは、本ガイドラインに沿った外科手術手技研修が「解剖」であることを明記したものであると考える。

なお、解剖学会としては、解剖学教室の指導監督者を、教授および准教授に限定する。

(2) 解剖学教室の負担の増大の懸念について

研修運営のための事務、遺体の用意、解剖室の整備など、解剖学教室の業務の負担は大きい。この点が日本解剖学会および各解剖学教室の最も懸念するところである。

ガイドラインには、その点を考慮して、「必要な人的あるいは施設・設備的整備を行った上で手術手技研修が実施されることが望ましい」とある(ガイドライン「はじめに」を参照)。人的整備とは、スタッフの増員を意味する。定員増が難しい場合は、該当する臨床教室、あるいは大学全体の責任において、外科手術手技研修の業務を行う専任の人員を確保することが是非とも望まれる。

また個々の解剖学教室の研究と教育のバランス、臨床解剖学的な研究・教育についての重みづけは様々であり、同じ規模の教室であったとしても、手術手技研修を新たな教育プログラムとして実施することが容易な例もある一方で、本来の研究活動とは異なり、かつ経験もない教育の実務を依頼されて対応に苦慮する例も生じるであろう。従って手術手技研修への解剖学教室の関与については個別の実情をよく考慮して決定すべきであり、解剖学教室として実施が適切でないと判断した場合にはその決定が尊重されるべきである。

解剖学教室における研修のための施設設備に関して、ガイドラインでは「施設・設備的整備を行うことが望ましい」(ガイドライン「はじめに」を参照)とあり、さらに「遺体による手術手技研修等は解剖実習室等の学内の専用の施設で行うこと」と記している(ガイドラインの「運用上の留意点」の4項)。研修のためのスペースは、学生実習室に別のスペースを設ける、或いは別に専用の室を設けるなど、専用のスペースを確保する必要がある。また、研修に必要な機器は該当する臨床教室あるいは大学が責任をもって用意する。さらに、無固定遺体の解剖に関しては、従来の固定遺体の解

剖とは大きく異なった設備、処置、管理運営方法等を整備する必要があり、拙速に実施すべきではない。実施に際しては段階的な準備期間を設け、運営体制の評価を客観的に行うための外部チェック機構を置くなどの配慮が必要である。

(3) 経費について

解剖学教室の経費の負担はないものとする。ガイドラインには、経費は該当する臨床教室あるいは大学全体の責任である事が明示されており、解剖学教室には特段の経費の負担は生じないものとする。経費の透明性は次項の専門委員会に委ねる。

(4) チェック体制について

大学は専門委員会を立ち上げる。専門委員会は研修の評価、運営経費の報告を受けて、日本外科学会ガイドライン検討委員会に報告しなければならない(ガイドライン「運用上の留意点」の3項を参照)。

専門委員会は、経費の透明性と成果の客観的な評価のために必要と考えられる。

付 記

ガイドラインでは、献体の受付、遺体の管理が解剖学教室に一元化されることが明記され、且つ遺体の使用状況に関する記録を解剖学教室で作成することが定められている(ガイドライン、「運用上の留意点」の2項)。遺体を用いた外科手術実技研修は、解剖学教室の協力のもとで初めて成り立つものである。

一方、外科手術実技研修を目的として、大学外に解剖施設を設けて、解剖学教室とは関係なく、独立した組織の運営によって、遺体を用いた臨床手術手技研修を行うべきとする意見も存在する。この動きは、解剖学教室が築き上げてきた、献体を基盤とした現行の解剖学の研究・教育体制を崩すこととなり、特に企業等による営利目的の遺体利用の容認は献体運動の持つ無条件・無報酬の精神とは相容れないものである。これまで健全に発展してきた献体運動と篤志解剖のしくみを損なう可能性のある制度設計に対しては強く反対する。

現行の法体制の下で、献体の受付、遺体の管理が解剖学教室に一元化される形で外科手術研修が行われるためにこのガイドラインは作られた。この趣旨を踏まえて、解剖学会としてはそれぞれの教室の人的資源、学内外の環境、篤志献体の会員との関係性の維持などの多面的な要素を考慮しつつ、可能な範囲で協力するものとする。

文 献

- 1) 七戸俊明, 近藤 哲, 井出千束, 樋口範雄, 相磯貞和, 坂井建雄, 松村譲児, 吉田一成, 小林英司, 辰巳治之, 八木沼洋行, 菱川修司, 杉本真樹, 伊藤洋光, 今西宣晶(2011)「臨床医学の教育研究における死体解剖のガイドライン案」とその解説. 解剖学雑誌 86 : 33-37.
- 2) 七戸俊明, 近藤 哲, 井出千束, 樋口範雄, 相磯貞和, 坂井建雄, 松村譲児, 吉田一成, 小林英司, 辰巳治之,

八木沼洋行, 菱川修司, 杉本真樹, 伊藤洋光, 今西宣晶(2011)「臨床医学の教育研究における死体解剖のガイドライン案」とその解説. 日本外科学会雑誌 112 : 267-272.

- 3) 日本外科学会・日本解剖学会(2012)「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」解剖学雑誌 87 : 21-23.